

京都市告示第456号

土壤汚染対策法第6条第4項の規定に基づき、平成25年6月7日付け京都市告示第162号により、土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき指定した特定有害物質によって汚染されている区域の指定を次のとおり解除します。

平成26年1月17日

京都市長 門川大作

1 土地の所在地

京都市左京区聖護院川原町54番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境指導課)